

余裕期間制度の試行工事 Q&A

Q1 契約保証の期間は契約締結日から対象になりますか。

A1 契約保証の期間は工事の始期に関係なく、通常の工事と同様に契約締結日から対象となります。

Q2 余裕期間内に前払金の請求はできますか。

A2 前払金は、工事の始期より前に請求はできません。

Q3 配置予定技術者を始期から配置することができなくなった場合、技術者の変更はできるのですか。

A3 配置予定技術者として入札参加申請した人物を配置することが原則です。しかし、傷病、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、発注者が承認したときにおいては、この限りではありません。

Q4 余裕期間内は、現場での測量もできないのですか。

A4 余裕期間内は、工場製作、測量、資材の搬入や仮設物の配置等の現場での準備工事ができません。

Q5 余裕期間内は、下見等のための現場への立入りもできないのですか。

A5 準備工事に当たらない現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議、下見等については可能です。

Q6 余裕期間内に資機材等の発注を行ってもいいですか。

A6 資機材等の発注は可能です。ただし工場製作工が含まれる工事の場合は、工事着手とみなしますので行えません。

Q7 配置予定技術者が、他の工事に従事している場合、他の工事の工期が当該工事の余裕期間と重複していてもよいですか。

A7 専任義務を有する配置予定技術者が、他の工事に従事している場合、他の工事の工期末が余裕期間に重複していても問題はありませんが、当該工事の始期の前日までに、他の工事の完成届が提出されていることが必要です。ただし、当該工事及び他の工事間で兼務が認められている場合は、この限りではありません。

Q8 受注済の専任義務を有する工事の完成を見込み、余裕期間制度活用工事を契約した場合であって、受注済工事が予定どおり完成せず、配置予定技術者を工事着手日から配置することができなくなった場合は、どうなりますか。

A8 必要があると認められるときは、余裕期間制度活用工事の始期の変更は可能ですが、全体工期の工期末までに工事が終わらない場合には、契約違反になる場合があります。その場合は、入札参加停止及び損害賠償請求を行う可能性があります。

Q9 余裕期間制度活用工事について、その他に何か罰則はありますか。

A9 余裕期間内にできない作業を行ってしまった場合は、成績の減点になります。

【余裕期間内にできる作業の例】

- ・労働者の確保
- ・現場に搬入しない資材の準備
- ・準備行為に当たらない現場の下見
- ・埋設企業者への照会
- ・上記の作業にかかる、関係者との調整

【余裕期間内にできない作業の例】

- ・現場事務所の設置
- ・工事看板等の設置
- ・現地測量
- ・現場での埋設物調査、試掘
- ・支障物件の撤去
- ・樹木の伐採、除草
- ・工場製作工
- ・現場への資機材の搬入
- ・発注者との協議
- ・交通管理者との協議
- ・近隣住民等との調整
- ・工事のお知らせの配布
- ・工事写真の撮影
- ・仮設工事
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

Q10 余裕期間制度活用工事で、余裕期間を取らないことはできますか。

A10 工事の始期は、受注者が余裕期間内で任意に選定できますので、余裕期間を取らない設定をすることも可能です。

Q11 契約締結後に工事の始期を変更することはできますか。

A11 必要があると認められるときは、始期の変更は可能です。契約工期を変更することになりますので、監督職員と協議の上、全体工期の間で改めて始期を選定し、「工事の始終期変更申出書」（様式 93 号）を提出してください。

Q12 工事の終期を変更することはできますか。

A12 必要があると認められるときは、終期の変更は可能です。契約工期を変更することになりますので、監督職員と協議の上、工事完成期限までの間で改めて工事の終期を選定し、「工事の始終期変更申出書」(様式第 93 号)を提出してください。

Q13 発注者が提示する全体工期を短縮して契約はできますか。

A13 工事の終期については、入札公告等に明示した工事完成期限までの間で受注者が選定できますので、全体工期を超える契約はできませんが、短縮は可能です。必要な余裕期間と実工期を確保したうえで、工期の設定をしてください。

Q14 通常の工事と比べて、契約手続きに違いはありますか。

A14 余裕期間制度活用工事では、受注者が工事の始期の前日までに「現場代理人・主任(監理)技術者・監理技術者補佐届」(様式第 17 号)を発注者に提出してください。

Q15 通常の工事と比べて、コリンズ登録に違いはありますか。

A15 コリンズに登録する「契約工期 開始年月日」は全体工期の開始日、「契約工期完了年月日」は実工期の終期日とし、「技術者情報 従事期間」は、契約書に記載する工期(実工期)としてください。

Q16 工事の工程表(履行報告等)に余裕期間を記載する必要はありますか。

A16 工事の始期以降の期間で作成してください。

Q17 余裕期間内に下請契約を締結することはできますか。

A17 可能です。工事の始期になりましたら、速やかに施工体制台帳を提出してください。

Q18 余裕期間が設定されたことにより、経費の増加は変更対象となりますか。

A18 増加する経費は受注者の負担となります。ただし、工事請負契約約款第 25 条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)等については、この限りではありません。

Q19 余裕期間内に歩掛や労務単価が変更になる場合の対応はどうか。

A19 基本的には契約時点から変更はしません。ただし、特例措置等についてはこの限りではありません。

Q20 余裕期間内の工事現場の管理も契約に含まれますか。

A20 余裕期間内の現場管理は発注者が行います。受注者は工事の始期から発生します

Q21 不測の事由が発生し、工事の始期に着手できなかった場合はどうなるのか。

A21 受注者の責によらない事由により、着手できなかった場合は、工事の一時中止、工期変更等の対応を発注者と協議し適切に対応してください。